

京都市個人情報保護審査会答申第53号の概要

答申年月日	平成20年12月3日
請求内容	京都市長宛て内容証明郵便を市長にまわした時の供覧書
請求者	本人
所管課	総務局総務部文書課
所管課の決定	不存在による非開示決定
所管課の主張	<p>1 京都市では、通常、京都市長宛て（京都市宛てを含む。）に送付された郵便物については、普通郵便物その他郵便物の種別に関わらず、文書交換所において收受し、郵便物の内容に基づき、事務を所管する担当課等に配付される。担当課等は、文書交換所から配付された郵便物の内容を確認し、必要な処理を行っている。</p> <p>2 異議申立人から送付された平成20年2月6日付け書留内容証明郵便物（以下「本件郵便物」という。）については、その内容が、審議会に諮ることを求めるものであるため、文書交換所において收受した後、審議会の事務局を担当する総務局総務部文書課に配付された。</p> <p>3 本件郵便物は、異議申立人が京都市に提出した異議申立書に対し、担当課が補正を命令したことに對し抗議し、審議会に審議を要請するという内容であった。</p> <p>4 本件郵便物の内容について検討した結果、条例に基づく審議会の権限事項のいずれにも該当しないとの判断をした。そこで、総務局総務部文書課では、本件郵便物について秘書課を通じて市長に回付することなく、文書課内で供覧するにとどめ、異議申立人には、審議会に諮る事案でない旨の説明を口頭で行ったため、本件請求の対象となった公文書は作成されず、存在していない。</p>
異議申立人の主張	<p>1 市長宛て内容証明書の事務処理をした後、報告書を総合企画局市長公室秘書課に回す決まりがあると言われたが、回されていなかった。</p> <p>2 補正命令書に抗議する内容の内容証明郵便であるが、その内容証明郵便は情報公開コーナー（文書課）にて保管されていた。</p> <p>3 私は市長宛てに出しているのに、どこにも回さず、文書課内部で、担当課長、課長補佐、係員の3名の押印がされた書類として保管されていた。</p> <p>4 抗議内容は、異議申立てに對し、3カ月を過ぎても処分庁が決定をしなかったうえに、補正命令書も3カ月を過ぎて届いた。また、以前から、趣旨の欄に「処分の取り消し、又は変更を求める」と記載しなければならないということが法律に明記されているのであれば示して欲しいと求めたが、それも示さず、一方的に、補正に</p>

	<p>従わないという理由で異議申立てを却下した。</p> <p>5 私の個人情報開示請求書は、担当課に回されず、区政推進課で書き換えられた後に担当課に回されていた。平成17年6月29日に、開示された印鑑ジャーナルに認可地縁団体構成員を示す個人番号が記載されていた。これは私の印鑑ジャーナルデータではなく他人のものである。同姓同名、同住所、同生年月日の者が、私になりかわっている。これは役所の犯罪である。</p> <p>6 市長に当然回すべきである。理由説明書には、その後の処理が書かれていない。市長でないと解決できない。</p>
<p>審査会の判断</p>	<p>1 京都市では、通常、京都市長宛て（京都市宛てを含む。）に送付された郵便物については、京都市公文書取扱規程（以下「文取規程」という。）第12条及び第13条に基づき、普通郵便物その他郵便物の種別に関わらず、文書交換所において収受し、文書交換所は、郵便物の内容に基づき、事務を所管する担当課等に配付する。</p> <p>2 総務局総務部文書課は、京都市事務分掌規則（以下「分掌規則」という。）第8条に基づき本件郵便物の取扱いについて検討した。</p> <p>3 本件郵便物の内容は、異議申立人が以前に提出した異議申立書に京都市が補正を命じたことに対し、抗議し審議会に審議を要請する、というものであった。しかし、本件郵便物で求められている審議内容は条例に規定する審議会の審議事項のいずれにも明らかに該当しないものである。そのため、総務局総務部文書課では、本件郵便物について秘書課を通じて市長に回付することなく、文書課内で供覧することとどめ、異議申立人には、審議会に諮る事案ではない旨の説明を口頭で行った。</p> <p>4 京都市局長等専決規程（以下「専決規程」という。）第6条の規定にも、本件郵便物の内容は明らかに報告事案に該当しない。このことから、本件請求の対象となった公文書は作成されず、存在していない。</p> <p>5 本件請求の対象となった公文書は作成されず、存在していないとの実施機関の主張について、本件郵便物の取扱いが、条例、分掌規則、文取規程及び専決規程からみて、特段、変則的で合理性を欠く処理がなされたとはいえず、また当該公文書が存在することを確信するに足る事実も見出せなかった。</p> <p>6 以上の点から、実施機関が行った本件処分について、不当であるとは認められないと判断する。</p>